

議案第7号

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「第5条及び第6条において」を「以下」に、「100分の7.6」を「100分の8.0」に改める。

第4条中「4万2,000円」を「4万6,000円」に改める。

第5条の見出し中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改め、同条中「被保険者に係る」を削り、「100分の2.6」を「100分の2.7」に改める。

第5条の2の見出し中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改め、同条中「1万5,0

00円」を「1万6,000円」に改める。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.4」に改める。

第7条中「1万5,000円」を「1万7,000円」に改め、同条を第6条の2とし、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第8条中「国民健康保険」を「国民健康保険税」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「2万9,400円」を「3万2,200円」に改め、同号イ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「1万500円」を「1万1,200円」に改め、同号ウ中「1万500円」を「1万1,900円」に改め、同項第2号中「該当する場合」を「該当する者」に改め、同号ア中「2万1,000円」を「2万3,000円」に改め、同号イ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「8,500円」に改め、同項第3号ア中「8,400円」を「9,200円」に改め、同号イ中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に、「3,000円」を「3,200円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「3,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「6,30

0円」を「6,900円」に改め、同号イ中「1万500円」を「1万1,500円」に改め、同号ウ中「1万6,800円」を「1万8,400円」に改め、同号エ中「2万1,000円」を「2万3,000円」に改め、同項第2号中「後期高齢者支援金等課税被保険者に係る」を「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改め、同号ア中「2,250円」を「2,400円」に改め、同号イ中「3,750円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「6,000円」を「6,400円」に改め、同号エ中「7,500円」を「8,000円」に改め、同条第3項第6号中「第7条」を「第6条の2」に改める。

附則第3項中「第6条」の次に「、第7条」を加え、「配当所得等金額」を「配当所得等の金額」に改める。

附則第4項及び第6項から第13項までの規定中「第6条」の次に「、第7条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等の改正をしたいので、この案を提出するものである。